

平成20年4月23日

各 位

日本洋紙板紙卸商業組合

価格修正に関する要望について

日本洋紙板紙卸商業組合（理事長 竹尾 稔）は、製紙メーカー各社が平成20年6月前後より実施する価格修正を機に、昨年に引き続き「健全で透明性かつ公平性のある価格体系」を実現し、ユーザーから信頼され理解されるものにしていくため、製紙メーカー、代理店各社に対し、下記事項を要望しました。

1. 『取引条件別一物多価』に基づいた対応
全品種、全顧客、修正幅、適用時期等について、『取引条件別一物多価』の考え方に基づいた価格修正であること。
 2. ユーザーに説明のできない合理的と思われぬ価格差の解消
 3. 公平な適用時期の実施
 4. 標準価格表に基づいた取引商習慣の構築
- [製紙メーカー宛]
5. 貴社取引代理店各社への、以上の要望事項の確固たる実施要請
- [代理店宛]
5. 貴社直需取引先に対しても、1~4の要望事項に基づいた取引の完全実施

再生紙の古紙配合率乖離問題の発生と解決途上の中で、紙産業界は何よりも信頼の回復が急務となっております。一昨年6月、提言書・「新たなる紙流通市場の構築に向けて」を発行、「公正で透明かつ適正な取引の場と機会の必要性」と『取引条件別一物多価』を提案し、製紙メーカー、代理店各社と定期会合を持ちながら啓蒙活動を行ってまいりました。

日本洋紙板紙卸商業組合が提案した『取引条件別一物多価』の実践がユーザーの信頼に応え理解の得られるものと確信し掲記事項について強く要望するものです。また、時期において価格修正の対応や要望事項への取り組み等の検証も行います。

日本洋紙板紙卸商業組合はユーザー業界の更なる発展に寄与し、紙・パルプ業界の健全な発展に貢献できるよう、「健全で透明性かつ公平性のある価格体系」の実現に引き続き努力してまいりますので、皆様からの絶大なご支援ご協力頂きますようお願い申し上げます。

以上

(添付資料)

別紙1 製紙メーカー宛要望書

別紙2 代理店宛要望書

[照会先]

日本洋紙板紙卸商業組合 事務局

〒103-0007 東京都中央区日本橋2-42-9 浜町中央ビル2階

電話 03-3808-0971 FAX 03-3808-0973

平成 20 年 4 月

製紙メーカー宛

日本洋紙板紙卸商業組合
理事長 竹尾 稔

価格修正に関する要望書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊組合員に対し全国で紙の供給を通じ大変お世話になり厚くお礼申し上げます。

さて、この度の価格修正につきまして、健全で透明性かつ公平性のある価格体系の実現と、ユーザーから信頼され、かつ理解されるものにしていくため、昨年 7 月に引き続き紙の流通を担う業界団体として下記事項を要望いたします。

再生紙の古紙配合率乖離問題の発生とその解決途上で、特に信頼の回復が喫緊の課題であるこの時期の価格修正であることから、掲記の価格体系の実現がまさに信頼回復の証となります。是非ご検討賜り、要望事項に対する貴社のご意向を具体的にお示し頂き、適切な対応を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 取引条件別一物多価に基づいた対応
全品種、全顧客、修正幅、適用時期等について、取引条件別一物多価の考え方に基づいた価格修正であること。
2. ユーザーに説明のできない合理的と思われない価格差の解消
3. 公平な適用時期の実施
4. 標準価格表に基づいた取引商習慣の構築
5. 貴社取引代理店各社への、以上の要望事項の確固たる実施要請

貴社はじめ製紙メーカーや代理店等とのこれまでの意見交換を通じ、掲記の要望事項の実行・フォローと、ユーザーから理解され信頼される、「公正で透明かつ適正な取引の場と機会の実現」のため、貴社の積極的なご協力ご支援を切にお願い申し上げます。

以上

平成 2 0 年 4 月

代理店宛

日本洋紙板紙卸商業組合
理事長 竹尾 稔

価格修正に関する要望書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊組合員に対し全国で紙の供給を通じ大変お世話になり厚くお礼申し上げます。

さて、この度の価格修正につきまして、健全で透明性かつ公平性のある価格体系の実現と、ユーザーから信頼され、かつ理解されるものにしていくため、昨年 7 月に引き続き紙の流通を担う業界団体として下記事項を要望いたします。

再生紙の古紙配合率乖離問題の発生とその解決途上で、特に信頼の回復が喫緊の課題であるこの時期の価格修正であることから、掲記の価格体系の実現がまさに信頼回復の証となります。是非ご検討賜り、要望事項に対する貴社のご意向をお示し頂き、適切な対応を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 取引条件別一物多価に基づいた対応
全品種、全顧客、修正幅、適用時期等について、取引条件別一物多価の考え方に基づいた価格修正であること。
2. ユーザーに説明のできない合理的と思われない価格差の解消
3. 公平な適用時期の実施
4. 標準価格表に基づいた取引商習慣の構築
5. 貴社直需取引先に対しても、1～4の要望事項に基づいた取引の完全実施

貴社ならびに弊組合員は日々ユーザーと接し、取引条件等に関する要望を伺っております。掲記の要望事項を、ともに具現化し紙流通の諸問題や課題を解決しながらユーザーから理解され信頼される「公正で透明かつ適正な取引の場と機会の実現」を図りたいと存じます。

時期をおいて、価格修正の対応や要望事項の取り組み等の検証を行いますので、貴社の積極的なご協力ご支援を切にお願い申し上げます。

以上